



高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金

活動組織の広域化推進の手引き

～事務を効率化し組織力を高めて共同活動を続けていこう～

**農林水産省 農村振興局 整備部
農地資源課 多面的機能支払推進室**

令和 2 年度版

I 広域活動組織とは

1 制度上の目的・要件等

広域活動組織とは、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立される組織です。

(1) 規模・構成

1) 規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有する場合が対象となります。

※中山間地域等は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上

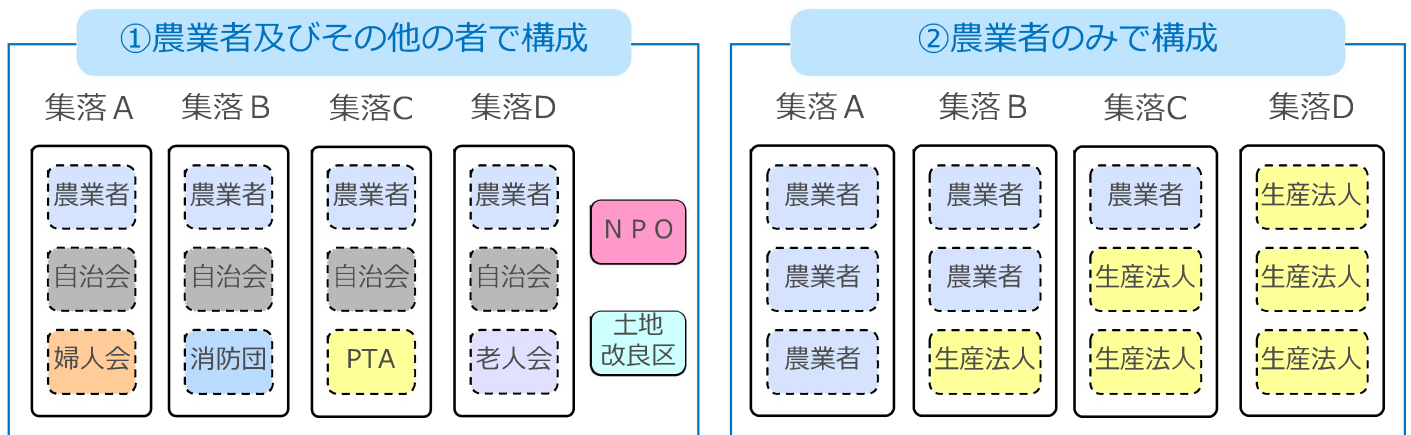
2) 構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- ① 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
→農業者に加え、農業者以外の地域住民や団体を含む
- ② 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者
→農業者のみで構成

※ 広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

! ✓ 資源向上支払交付金（共同）の交付を受けるには、①の構成である必要があります。



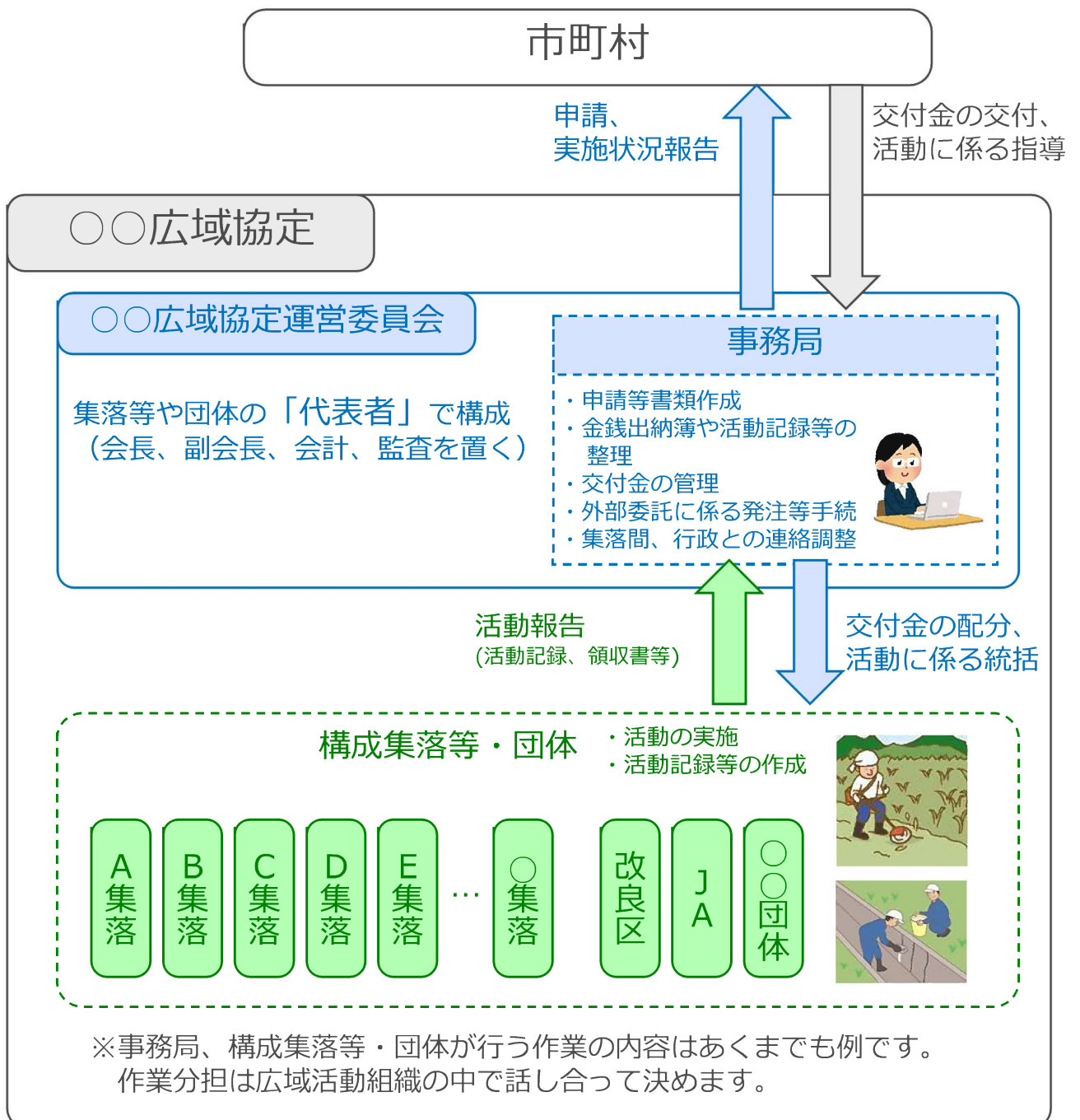
■ 広域活動組織の構成例

3) 運営体制

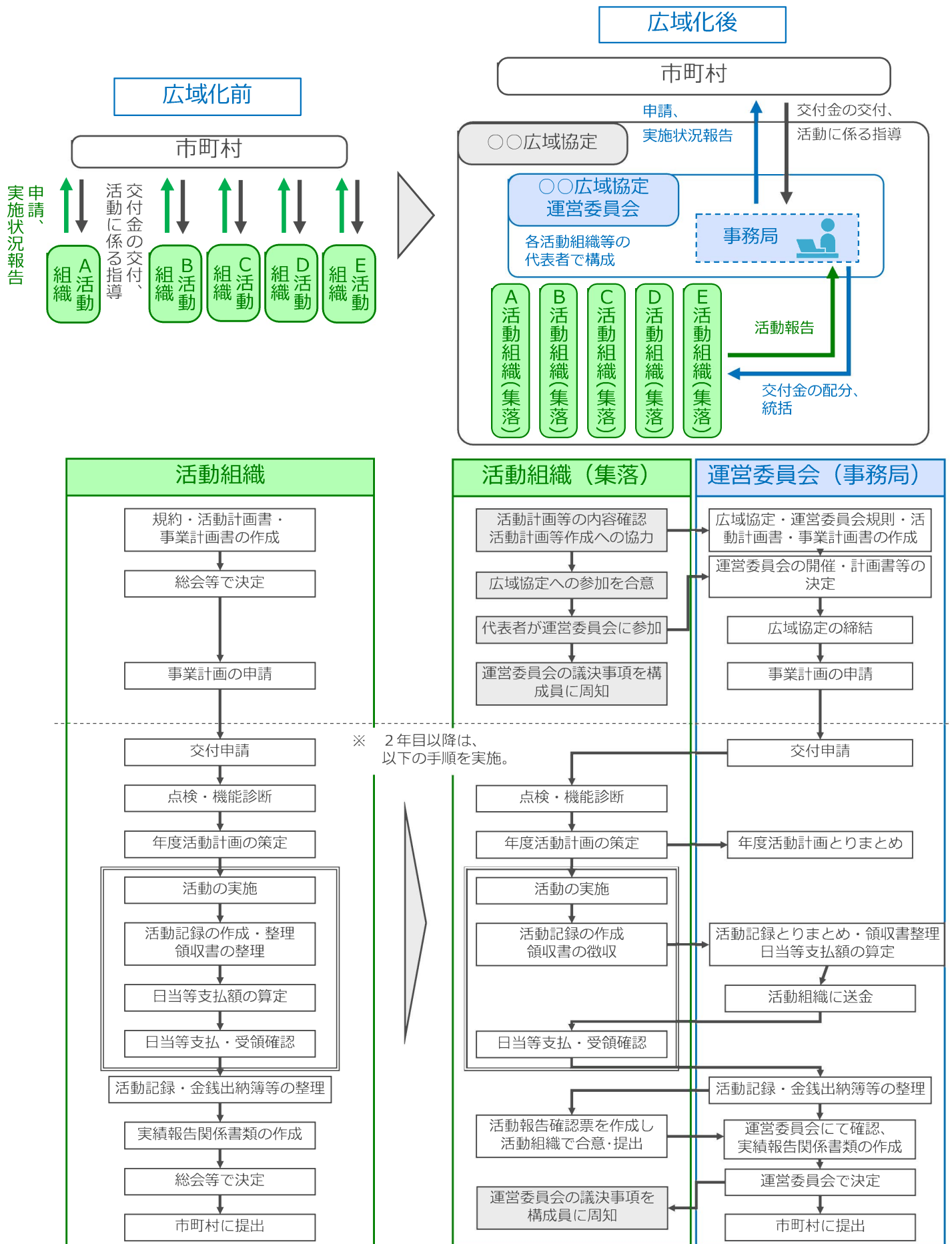
集落等※及びその他の団体の代表者から構成される広域協定運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置し、活動計画の内容や活動報告、収支予算又は決算に関する事項等を決定します。

各集落等又は団体は、年度の活動計画を立て運営委員会に提出し、この計画に基づき活動を実施するとともに実施状況を報告します。

※ 集落の構成員（個人）が協定参加者＝委員会の委員となることも可能です。



2) 活動組織と広域活動組織の活動の流れ (イメージ)



※ 上図は一般的な流れを示したものであり、活動組織(集落)と事務局の役割分担等によって内容は変わる場合があります。



■ 規模の考え方

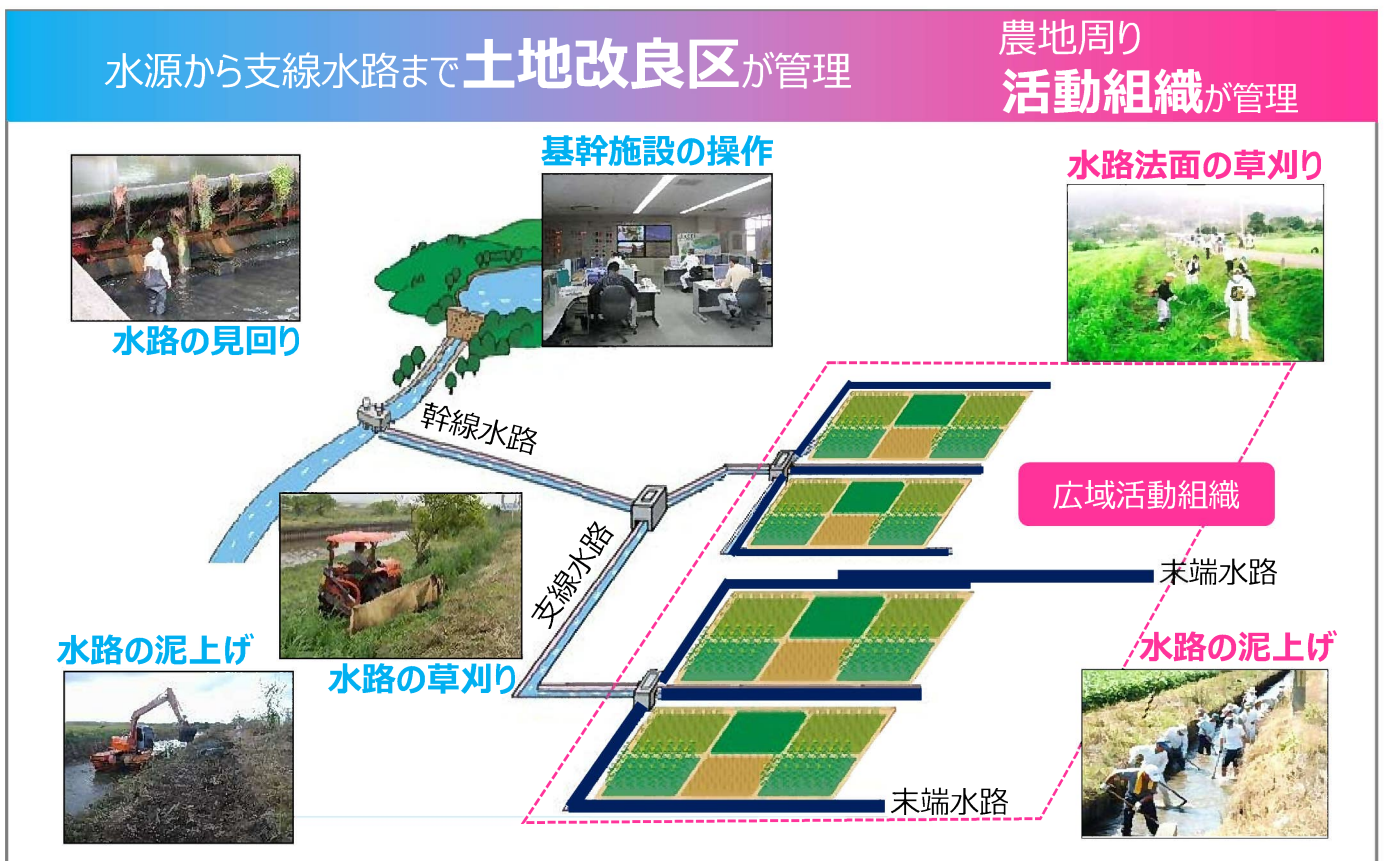
- ✓ 事務の合理化のために事務局を設置して専任の事務担当者を雇用する場合には、その経費を捻出するためある程度の面積規模が必要となります。
- ✓ 広域化の範囲が広すぎると、多くの集落等の意見をまとめるために高度な調整が求められます。
- ✓ また、集落等の数が多すぎると各集落間の意思疎通や人材・資材などの融通が自発的に行われず、かえって本活動の地域づくりへの発展の芽を摘む可能性があることにも留意が必要です。

(2) 組織構成、運営体制の検討

- ・ 3ページの運営体制図を参考に、広域協定運営委員会と構成集落等・団体の関係、役割分担等を示した体制図を作成します。
- ・ 役員や事務局の候補者についてあらかじめ見当をつけ、内々に打診しておけば、その後の調整が進みやすくなります。

● 土地改良区との協力体制の構築を推進

1. 活動組織と土地改良区が連携し、地域一体となった施設管理が可能



末端まで状況がわかる
きめ細やかな水供給が
できる！

施設管理も
効率的にできるぞ！

土地改良区

Win-Winの関係



活動組織

活動に専念できるよ
うになった！

営農形態に合わせた
配水に期待できる！

● 事務運営経費について

- ・ 事務局費については、各集落等が事務局にお願いする事務作業量を踏まえて必要額を算定することとなります。
- ・ 各集落等の取組内容が異なる場合など、必ずしも各集落等の面積や交付額の比率と同一となるとは限りません。広域活動組織内で揉め事が起こらないように調整して決めてください。

※ 事務局体制の検討の詳細については、24ページ（4）を参照。

● 重点課題配分枠について

- ・ 地域住民との交流活動、学校教育や企業との連携など、各集落等が個別に実施するよりも広域活動組織として実施することが合理的である活動に要する費用は、広域活動組織全体の経費として支出します。
- ・ 施設の補修・更新等を行う際に、老朽化が著しい又は重要度が高い施設に優先的に予算を配分することができます。機能診断結果に基づき、活動期間の中で施設の補修・更新を行う順番や実施時期を決めてください。

● 各集落等への交付金の配分の例

- ・ 事務局費として10%、小規模集落等については最低額として25万円を配分する場合の例。下表は一つの事例であり、交付金の配分は各広域活動組織の判断で設定してください。

※下表は一つの事例であり、交付金の配分は各広域活動組織の判断で設定。 (単位：円)

集落名	対象農用地面積 (a)	対象農用地			①交付額	②事務局費 (交付額の10%)	③配分額 (補正前) (=①-②)	④小規模 集落補正 (最低25万円/ 集落を保証)	⑤配分額 (小規模集落補正額を その他の集落等に配 分)
		水田	畑	草地					
A集落	8,700	7,500	1,200	0	4,462,800	-446,280	4,016,520	0	3,999,332
B集落	5,800	5,800	0	0	3,132,000	-313,200	2,818,800	0	2,801,612
C集落	6,000	5,000	1,000	0	3,044,000	-304,400	2,739,600	0	2,722,412
D集落	8,000	0	8,000	0	2,752,000	-275,200	2,476,800	0	2,459,612
E集落	5,500	4,200	1,300	0	2,715,200	-271,520	2,443,680	0	2,426,492
F集落	4,300	4,300	0	0	2,322,000	-232,200	2,089,800	0	2,072,612
G集落	3,800	3,800	0	0	2,052,000	-205,200	1,846,800	0	1,829,612
H集落	2,700	2,700	0	0	1,458,000	-145,800	1,312,200	0	1,295,012
I集落	2,600	1,800	800	0	1,247,200	-124,720	1,122,480	0	1,105,292
J集落	2,000	2,000	0	0	1,080,000	-108,000	972,000	0	954,812
K集落	750	600	150	0	375,600	-37,560	338,040	0	320,852
L集落	350	350	0	0	189,000	-18,900	170,100	250,000	250,000
M集落	400	200	200	0	176,800	-17,680	159,120	250,000	250,000
合計	50,900	38,250	12,650	0	25,006,600	-2,500,660	21,255,610	500,000	21,255,610

(4) 事務局体制の検討

複数集落等から構成される広域活動組織では、運営委員会は、構成各集落等が作成した実施計画や活動報告を確認し、市町村に報告する必要があります。また、広域活動組織全体で経理を行う場合には、運営委員会がその役割を担うこととなります。

こうした事務を円滑に行うためには、運営委員会に事務局を設置することが合理的です。書類作成等の負担の大きな事務作業を集落等から切り離すことで、集落等は活動に専念できるようになり、より一層の活動の活性化が期待できます。

1) 事務局が行う作業の内容

事務局が行うことが合理的と考えられる事務作業の例は以下のとおりです。

項目	内容
交付金に係る申請書類の作成	・市町村に提出する事業計画や交付金等の申請書類の作成。
活動の実施状況の整理	・構成集落が実施した活動に係る活動記録の取りまとめや整理。 ・広域活動組織が管理すべき財産が発生した場合の適切な管理。
交付金の出納	・広域活動組織に交付された交付金の出納に係る業務。
外部への委託・請負に係る発注、検査等	・工事等を外注する際の外注先の選定、契約、完成検査等に係る業務。
構成集落等や関係機関との間の連絡調整	・各集落等と市町村の連絡調整。 ・各集落間の調整。